

資料 4-1

第3回職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会 議事概要

1 日時、場所

平成22年3月4日（木）14：00～16：00

経済産業省別館825号室

2 出席者

- (1) 参集者：市川委員、塩崎委員、城内委員、豊田委員、名古屋委員、西委員、西野委員、廣川委員、福岡委員、堀江委員、宮川委員、山本委員
- (2) 事務局：半田化学物質対策課長、奥村調査官、小泉化学物質対策課長補佐、奥野産業安全専門官、井上化学物質情報管理官
- (3) 傍聴者：計36名

3 欠席者

橋本委員

4 議事概要

(1) 規制のあり方について

- ① 労働安全衛生法の対象の範囲を明確にすることが必要。消費者は対象とはならない。
- ② 中小の企業において、法令を守ることが目的となっていることがしばしば見られる。法令を守ることは、化学物質により健康障害を防止することを達成する手段であって目的ではない。どういった目的で法律を定めているのかをきちんと知らしめ、何のために規定し、事業者に遵守させるのか、それを実施させることをエンカレッジする仕組みを検討してはどうか。
- ③ 連合の2008年の調査では、中小企業においては、規模が小さくなるほどリスクマネジメント、MSDSが普及しておらず、安全衛生委員会も機能していない。規模間で顕著な差異が認められる。また、中小は労働組合の力も弱い、労使ともに力が弱いので自主的な管理に任せるのは難しい。
- ④ 労働者が自らの職場環境における危険有害性情報を事業者に請求し、情報が提供される枠組みがあればよいのでは。

諸外国では作業環境の測定結果を労働者に伝えなければならないことと

なっている。

- ⑤ 規制はコア（危険有害性の高い化学物質に、対象を絞って規制する）であり、これだけでは限界があるので、企業の自主的な取り組みが必要となるという意味でステージ（危険有害性を有する化学物質全体に網をかける）を考えなくてはならない。ステージについては、事業者が自主的に GHS 分類をし、表示できるようなインフラ基盤を醸成できるようなものを考えなくてはならない。
- ⑥ 日本では危険有害性を知らせることを躊躇する雰囲気があるのではないか。これについて議論する必要がある。
- ⑦ 事業者から産業医や健康診断を実施する医療機関に化学物質のラベルやMSDS情報等を伝える仕組みを設けてはどうか。また、産業医の教育制度に化学物質情報の伝達を追加すればよい。
- ⑧ 化学物質の危険有害性情報（ハザード情報）を伝達することも重要だが、取扱いの状況等の違いによるリスクの評価も踏まえて検討する必要がある。
- ⑨ 一般に、事故が起こるのは、通常の取扱いとは異なる状況で起こるため、通常のリスク判定ではなく、ハザードをまず伝えるのが先ではないか。

（2）表示・MSDS等による情報提供のあり方について

- ① 災害が発生している事例から見ると、事業者自身が取り扱っている化学物質の危険有害性の程度を知らず、また、化学物質に関する知識を有している管理者を配置していないために、労働者に必要な情報が伝わっていないのは問題ではないか。
- ② 化学物質の危険有害性情報が記載されていないために、安全だと誤解して使用したために労働者が重篤な病気になった例として、HCFC123 及び 2-ブロモプロパンの問題がある。
- ③ 表示を事業者に自主的な取組をまかせるというものでは、徹底されない。アメリカやヨーロッパ等では、法律で義務化されている。義務以外の規定では表示されないのでないか。
- ④ 化学物質の危険有害性情報は多くの公的機関が公表しており、どのようなデータを使用しなければならないのかどうかが明確にされていないのではないか。
- ⑤ ラベル表示は現場で取り扱う労働者に直接情報提供するためのものであり、MSDSは事業者が管理をするためのものである。たとえば、急性毒性や爆発性といったものについては、労働者に直接アピールすべきものでありラベル表示の対象となるのではないか。一方で、MSDSは低い濃度で繰り返しあく露して問題が起きるものを管理者がチェックするという

ものではないか。危険有害性の中身を考えて検討する必要がある。

- ⑥ 化学物質によっては、危険有害の線引きが難しいものがある。また、線引きをして、危険有害とされなかつた化学物質は、危険有害ではないという誤解がされないようにする必要がある。
- ⑦ GHSは、危険有害性がわからないものは、記載する必要はないとする緩い規制である、しかし、それで果たして良いのかという問題があり、議論する必要がある。
- ⑧ ラベル表示及びMSDS交付により、労働災害を防げるエビデンスを確認すべきではないか。
→ ラベルにより災害がどれだけ減るかということについて、OSH Aによると、化学物質の危険有害性情報を表示することで、約42%の職業性疾病を削減することができ、企業の負担も数千億円減っているだろうと推定されている。
- ⑨ 化学物質の危険有害性情報を伝える仕組みが重要である。法令上、情報を伝達する物質のリストをつくるべきではない。欧米はリストを作らず、危険有害な物質をすべて対象としている。また、罰則も必要ではない。安衛法は危険な物質に対して措置を義務付けてきたが、情報伝達を措置に位置付けたためいびつなものになった。
- ⑩ リスクアセスメントを実施して、優先度の高いものから実施してゆく。除かれた物質については、誰も見向きもしないということが起こりうる。しかし、危険有害性情報が行き届いていれば、この物質については工学的な対策はできないが、十分に注意しようということになる。情報をきちんと伝えた上でリスクアセスメントをするということが重要となる。
- ⑪ 化学物質の危険有害性情報を伝達するという目的を達成するためにも、「飲み込むと生命に危険」といった危険有害性情報を取り扱う労働者にいかに伝えるかといった運用を検討すべき。
- ⑫ 労働者は、ラベルに書いてある情報の細かいところを読みながら、現場で作業をするのではない。予めラベルに書かれている内容を教育した上で作業を行うべきであり、その場合、現場は絵表示だけでもよい。

(3) MSDS交付対象物質の追加について

- ① GHS分類方法は、国連GHS文書が改訂、JIS7252が制定されたりしている、そのために混乱が生じている。統一した分類方法基準で分類して公表する必要がある。また、物質を追加するにあたっては、例えば高リスクの物質から順番に実施するなど、全体のスケジュールを作成し進めるべきである。

- ② 規制と自主を組み合わせていくことが必要である。また、単に交付対象物質を拡大しても空回りに終わってしまうため、教育を含めるべきである。また追加する化学物質の選定根拠をはっきりさせる必要がある。そのために、専門委員会のようなオープンな場で議論すべき。
- ③ M S D S 交付対象物質の追加に当たっては、混合物を含めると企業の負担は非常に大きくなることに留意する必要がある。
- ④ 平成 22 年度のM S D S 追加交付対象物質（案）のうち、他法令で既に指定されているといつても、今般、JIS7250 の経過措置が終了するため、これに係る対応があって、事業場の負荷は大変であり、対応困難である。
- ⑤ 例えば、化審法において、行政指導で昨年末に新たに 98 物質について MSDS を交付するということとなった。一見 100 物質というと対した数ではないと認識するかもしれないが、混合物も入れて考えなくてならないので、これに対応するため、ある企業などは、約 30 万銘柄の製品のうち、3 分の 1 の銘柄の MSDS の書き換えを 1 年以内にやらなければならないかという事態となっており大変である。
- ⑥ M S D S 制度については、法令所管が 3 省に跨って、縦割り行政となっており、しかも仕組みが微妙に異なっている。また、法律の改正時期がまちまちであり、五月雨式に法改正に対応するのは、事業場にとって大きな負担となっている。
- ⑦ この問題に対しては、法令を所管している関係部局による合同審議会等を設け、（G H S とM S D S を含めた）統一的な管理システムについてご議論願い、抜本的な統一化を図ることが望ましい。

（4）労働者教育のあり方について

- ① 労働者教育には、単に労働者への教育だけではなく、化学物質を管理する管理者への教育や指針の「化学物質管理者」の養成も含めなければ、効果が出ないのでないのではないか。
- ② 資格制度の本来の姿として、専門職の免許にはすべて有効期限があるので、免許の更新制度も検討しなくてはならない。
- ③ 安全衛生教育の中で、化学物質取扱いに関する教育時間が圧倒的に不足しているのではないか。